

◎事業者登録の要・不要について

No.	項目	質問	回答
1	取扱量と事業規模	製品の一部に象牙が施された製品を扱っています。年間生産量はわずかで、商売自体も小規模です。事業者登録しないといけませんか。	取引量、事業規模にかかわらず、象牙製品を取り扱う場合は事業者登録が必要です。
2	事前登録	現在、象牙製品等を取り扱っていませんが、今後取り扱う可能性があります。取引が発生した時点で事業者登録をすればよいのでしょうか。	象牙製品等を取り扱う前に、あらかじめ事業者登録が必要です。
3	マンモスの牙	象牙ではなくマンモスの牙でできた製品のみを扱っています。この場合も、事業者登録が必要でしょうか。	象以外の牙でできた製品の取扱いについては事業者登録の必要はありません。ただし、種の保存法により譲渡し等が規制されている生き物の牙もありますのでご注意ください。
4	一時預り(修理など)	象牙製品を一時的に預かってその修理を行う場合、事業者登録は必要ですか。またその作業は、象牙以外の部分を修理するものですが、その場合でも事業者登録は必要ですか。	有償無償を問わず、象牙製品を預かって作業を行う場合は事業者登録が必要です。一部だけ象牙が使われている製品や、象牙以外の部分を修理したりする場合であっても事業者登録が必要です。 (例) 象牙印章の彫り直し、軸先が象牙の掛け軸の表装、糸巻と撥が象牙の三味線の修理 等
5	受注販売	顧客から注文を受け、その都度外部の業者に商品製作を委託し、販売しています。そのため手元に象牙の在庫はありませんが、事業者登録が必要ですか。	象牙製品の在庫の有無にかかわらず、象牙製品にかかわる取引を行っているのであれば、事業者登録が必要です。委託する業者、受託する業者ともに事業者登録が必要となります。

◎施設の登録について

No.	項目	質問	回答
6	複数施設の登録	象牙取引を行う施設が複数あります。施設ごとに登録申請をする必要がありますか。	事業者登録は、事業者単位の登録となります。そのため複数の施設を所有していても施設ごとに申請する必要はありません。ただし事業者の情報として、「特別特定器官等の譲渡し又は引渡しの業務を行うための施設」にまとめて登録する必要があります。

7	実店舗がない場合	自宅において象牙製品を製造・卸売しています。店名は特になく個人名で商売をしていますが、「特別特定器官等の譲渡し又は引渡しの業務を行うための施設」の施設の名称や所在地はどのように登録すればよいですか。	施設の名称は個人名称を、施設の所在地は自宅住所を記載してください。なお、インターネット上で店舗を構えている場合は、その名称と公表している所在地を登録してください。
8	催事の施設登録	主に骨董市や展示会などの催事に出店して象牙製品等を扱っているため、実店舗を持っていません。催事の名称や住所を「特別特定器官等の譲渡し又は引渡しの業務を行うための施設」として登録する必要がありますか。	骨董市や催事のような事業者が所有する場所ではなく、かつ、短期間に限って営業するような場合、その場所は「特別特定器官等の譲渡し又は引渡しの業務を行うための施設」に該当しないため施設として登録することができません。施設の名称と住所は、在庫を保管する場所や作業する場所（ご自宅や事務所など）を登録してください。
9	屋号での事業者登録	事業者名称を個人名ではなく、屋号や雅号で登録することはできますか？	事業者名称は屋号や雅号、ビジネスネームなど、戸籍名以外の名前で登録することはできません。なお、施設名称を戸籍名以外や屋号で登録することは可能です。

◎登録内容の変更手続き

No.	項目	質問	回答
10	変更届け出	事業者登録している内容（住所、代表者など）が変わりました。どうすればよいですか。	<p>変更した日から30日以内に変更届を提出する必要があります。届出様式はホームページに掲載していますので、それを提出してください。変更届が必要な項目は以下のとおりです。</p> <p>（法人事業者） 会社名、本社登記住所、代表者、施設名称、施設の追加・廃止</p> <p>（個人事業者） 個人名、自宅住所、施設名称、施設所在地、施設の追加・廃止</p>

11	変更届の添付書類	変更届を提出する場合には、変更事項を証明する書類が必要ですか。	以下の事項を変更する届出を提出する場合は、証明書類の添付が必要となります。 (法人事業者) 変更事項：会社名、本社所在地、代表者の変更 証拠書類：履歴事項全部証明書 (個人事業者) 変更事項：戸籍名、自宅住所 証拠書類：公的機関発行の身分証明書の写し なお施設（店舗等）に関する事項を変更する場合は、証拠書類の添付は不要です。
12	施設の追加・廃止	新たに象牙を取り扱う店舗を開店しました。また、これまで登録している店舗のうち、一部の店舗が今後閉店する予定です。届出はどのようにしたらよいでしょうか。	施設の追加・廃止は変更届をもって届出する必要があります。変更した日から30日以内に変更届を提出してください。

◎事業者の体制変更（代替わり、法人・個人成り、合併・譲渡等）

No.	項目	質問	回答
13	代替り	個人事業主として事業者登録をしていた父が亡くなりました。後継者である子息等が事業者登録を引き継ぐことはできますか。	親子間であっても事業者登録を引継ぐことはできません。事業者登録は譲渡したり相続することができませんので、後継者となる方は、新たに事業者登録をする必要があります。
14	法人成り	個人事業主として事業者登録をしていましたが、このたび法人化しました。個人から法人への変更手続きは必要ですか。	個人事業主から法人成りした場合、それまでの事業者登録を引継ぐ（譲渡する）ことはできません。そのため変更手続きではなく、新たに法人として登録をする必要があります。なお、法人で事業者登録を始める代わりに個人での登録を終了する場合は、個人の登録については廃止届を提出願います。
15	個人成り	法人として事業者登録をしていましたが、このたび法人を解散します。象牙の在庫が残っているので、個人事業者として引き続き象牙製品を販売する予定です。法人から個人への変更手続きは必要ですか。	法人事業主から個人成りした場合、それまでの事業者登録を引継ぐ（譲渡する）ことはできません。そのため変更手続きではなく、新たに個人として登録をする必要があります。なお、法人の在庫を個人で引き継ぐ場合は、法人解散前に個人の登録を完了し、在庫を引き継いだのち、法人の登録についての廃止届を提出してください。

16	法人格変更	有限会社を経営しており、この度、法人格を株式会社に変更する予定ですが、変更手続きは必要ですか。	変更届の提出が必要です。変更があった日から30日以内に行う必要があります。
17	法人の事業の譲渡	法人として事業者登録を行っています。象牙の取り扱い事業を他法人に譲渡することを検討中ですが、事業者登録も併せて譲渡することが可能ですか。	事業者登録を譲渡することはできません。譲渡先が事業者登録法人ではない場合は、事業の譲渡前に事業者登録を行ってください。事業の譲渡後は、譲渡元法人は廃止届を提出してください。
18	法人の合併 (新設合併)	法人として事業者登録を行っています。他法人と合併し、新しい法人の立ち上げを検討中ですが、事業者登録を新法人へ引継ぐことは可能ですか。	事業者登録を引継ぐことはできません。新設した法人で新たに事業者登録をする必要があります。法人の新設後は、合併前の法人は廃止届を提出してください。
19	法人の合併 (吸収合併)	事業者登録をまだ行っていない法人です。この度、事業者登録をしている他法人を吸収合併することになりました。事業者登録を引継ぐことは可能ですか。	事業者登録を引継ぐことはできません。新規で事業者登録をする必要があります。また、吸収された法人は廃止届を提出する必要があります。
20	法人の分割	法人として事業者登録を行っています。法人を分割することを検討中ですが、事業者登録を分割して引継がせることができますか。	事業者登録を分割することはできません。分割により新設された法人は新規に事業者登録をする必要があります。
21	任意団体	象牙工芸品の製造者団体（任意団体）ですが、団体名で事業者登録ができますか。	任意団体での事業者登録はできません。個人もしくは法人での登録申請が必要となります。

◎その他

No.	項目	質問	回答
22	無登録事業者との取引	事業者登録をしていない業者から象牙製品等の取引依頼が来ました。どうすればよいでしょうか。	無登録事業者であることを承知の上で依頼を引き受けた場合、受けた側にも法律違反の責任が及ぶ可能性があります。相手が業者の場合、必ず事業者登録をしているところと取引してください。
23	事業者の公表①	個人事業主です。個人名や自宅の公表は控えてもらえますか。	特別国際種事業者の住所は、法律に基づく公表事項となり、非公表にすることはできません。
24	事業者の公表②	個人事業主の住所の公表は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に抵触しないのですか。	個人事業主の住所の公表は、種の保存法の規定に基づき公表するものであり、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の規定を満たすものです。